

事 務 連 絡
平成 3 1 年 1 月 2 4 日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成 3 1 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成 3 1 年度税制改正の大綱」について平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「平成 3 1 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日にとりまとめられたところです。

現在、「平成 3 1 年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における平成 3 1 年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 平成31年度地方税制改正

平成31年度の地方税制改正においては、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講ずることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するための税制上の措置を講ずることとしている。

1 平成31年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、消費税率（国・地方）10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げるとともに、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしていること。

① 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	1. 9%	0. 4%
年400万円超年800万円以下の所得	2. 7%	0. 7%
年800万円超の所得	3. 6%	1%

イ 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5%	3. 5%
年400万円超年800万円以下の所得	7. 3%	5. 3%
年800万円超の所得	9. 6%	7%

ウ 特別法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5%	3. 5%
年400万円超の所得	6. 6%	4. 9%

(特定の協同組合等の年10億円超の所得 7.9% 5.7%)
エ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1%

(注1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍(現行:1.2倍)に引き上げる措置を講ずる。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(注3) 上記の「現行」とは、平成31年10月以降に適用することとされている税率に関する規定である。

② 特別法人事業税(仮称)の創設

ア 特別法人事業税(仮称)の基本的な仕組み

(ア) 納税義務者等

特別法人事業税(仮称)は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する国税とする。

(イ) 課税標準

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)

(ウ) 税率

- a 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 260%
- b 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率 37%
- c 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率 34.5%
- d 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 30%

(エ) 申告納付

特別法人事業税(仮称)の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとしていること。

(オ) 賦課徴収

特別法人事業税(仮称)の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとしていること。

(カ) 国への払込み

都道府県は、特別法人事業税(仮称)として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとしていること。

イ 適用期日

特別法人事業税(仮称)は、平成31年10月1日以後に開始する事業年

度から適用することとしていること。

ウ その他

上記①及び②に対応して、法人事業税の税率につき税条例を平成31年10月1日までに改正する必要があること。超過課税を行っている団体によっては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への制度の改正内容等の周知についても併せてご配慮いただきたいこと（なお、申告様式等については、別途お知らせする予定であること。）。

③ 特別法人事業譲与税（仮称）の創設

特別法人事業税（仮称）の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしていること。

特別法人事業譲与税（仮称）の譲与の基準は以下のとおりとし、平成32年度から譲与することとしていること。

ア 特別法人事業税（仮称）の収入額を人口で按分した額を各都道府県への譲与額とすることとしていること。

イ 当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、アによる譲与額から当該譲与額の75%に相当する額（当該額が当該財源超過団体の財源超過額（アに基づく譲与が行われたとした場合の財源超過額とする。）を超える場合には、当該財源超過額）を控除した額を譲与することとしていること。

ウ 当該年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、イで控除した額をこれらの都道府県の人口で按分した額をアの譲与額に加算した額を譲与することとしていること。

エ イの財源超過額は、東京都においては、特別区との合算額を用いることとしていること。

オ 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業譲与税（仮称）の原資に加える等の所要の措置を講ずることとしていること。

④ その他

ア 特別法人事業税（仮称）の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を100分の7.7（現行：100分の5.4）に引き上げることとしていること。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずることとしていること。

（注）上記の「現行」とは、平成31年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定である。

イ 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）については、施行後適当な時期において、施行後の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていること。

ウ 都道府県の財政運営に支障が生じないように、法人事業税の標準税率の引下

げ並びに特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずることとしていること。

(2) 法人住民税・法人事業税

① 電気事業者の分社化に伴う収入金額の算定の見直し

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となった電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を5年間に限り講ずることとしていること。

② 今般、法人税において研究開発税制の見直しなどの各種税制措置の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(3) 車体課税

消費税率10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることとしていること。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとしていること。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減することとしていること。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

※ この見直しにより、平成31年度与党税制改正大綱において、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされた。

① 自動車税の種別割の税率引下げ（恒久減税）

ア 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の種別割の税率を引き下げることとしていること。

税率区分	~1,000cc 以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	2,000cc超 2,500cc以下	2,500cc超~
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

イ 都道府県は、改正後の地方税法第177条の7第5項の規定により、改正後の税率とは別に区分を設けて税率を定める場合には、改正後の税率と均衡を失しないようにすること。

② 地方税財源の確保等

ア 環境性能割の税率の適用区分の見直し

(ア) 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車に係る自動車税の環境性能割の税率の適用区分について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

〔自家用乗用車（登録車）〕

区 分		税 率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合 ^{注1} 又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成）、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）		非課税
ガソリン車 ^{注2}	2020年度燃費基準+20%達成	1%
ハイブリッド車 ^{注2}	2020年度燃費基準+10%達成	
LPG車 ^{注2}	2020年度燃費基準達成	
上記以外		3%

(注1) 車両総重量が3.5t以下のもの

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成30年排出ガス基準からNOx50%低減達成又は平成17年排出ガス基準からNOx75%低減達成(★★★★)のものに限る。

(イ)(ア)に掲げるもの以外の環境性能割の税率の適用区分については、基本的には見直しを行わないが、環境インセンティブの強化の観点から、排出ガス基準に係る適合要件について、平成30年排出ガス基準を導入する等の所要の見直しを行うこととしていること。

イ 自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車等に限定する見直しを行うこととしていること。なお、当該見直しについては、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、平成33年度及び平成34年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用することとしていること。

(ア) 自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）

（取得期間：H33. 4. 1～H35. 3. 31 軽課年度：H34、35 年度）

区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合 ^注 又は平成 21 年排出ガス基準から NOx 10%低減達成）、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準適合）	75%軽減

（注）車両総重量が 3.5t 以下のもの

(イ) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）

（取得期間：H33. 4. 1～H35. 3. 31 軽課年度：H34、35 年度）

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準から NOx10%低減達成）	75%軽減

ウ 自動車取得税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し

エコカー減税について、環境インセンティブを強化する観点から、軽減割合等を次のとおり見直した上で、6ヶ月延長することとしていること。

(ア) 乗用車

区 分	税 率	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合 ^{注1} 又は平成 21 年排出ガス基準から NOx 10%低減達成）、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準適合）	非課税	
ガソリン車 ^{注2} ハイブリッド車 ^{注2} LPG車 ^{注2}	2020 年度燃費基準+40%達成	50%軽減
	2020 年度燃費基準+30%達成	
	2020 年度燃費基準+20%達成	25%軽減
	2020 年度燃費基準+10%達成	20%軽減
2020 年度燃費基準達成	20%軽減	

（注 1）車両総重量が 3.5t 以下のもの

（注 2）ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成 30 年排出ガス基準から NOx50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準から NOx75%低減達成（★★★★）のものに限る。

(イ) バス・トラック【重量車^{注1}】(車両総重量3.5t超)

区 分		税 率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車		非課税
ディーゼル車 ^{注2}	2015年度燃費基準+15%達成	75%軽減 50%軽減
ディーゼルハイブリッド車 ^{注2}	2015年度燃費基準+10%達成	
	2015年度燃費基準+5%達成	

(注1) 中量車についても、重量車と同様の考え方に基づき見直しを行う。

(注2) ディーゼル車・ディーゼルハイブリッド車は、いずれも平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx・PM10%低減達成のものに限る。

エ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)

自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、引上げ分の全額を都道府県に対して新たに譲与することにより、都道府県自動車重量譲与税制度を創設することとしていること。

(ア) 譲与割合

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
譲与割合の引上げ分(都道府県分)	15/1,000	24/1,000	68/1,000	83/1,000
現行の譲与割合(市町村分)	407/1,000			
改正後の譲与割合	422/1,000	431/1,000	475/1,000	490/1,000

(イ) 譲与基準及び譲与時期

譲与基準は、自家用乗用車(登録車)の賦課期日時点における課税台数とし、譲与時期は6月、11月及び3月とすることとしていること。なお、平成31年6月の譲与額は僅少であることから、同年11月に譲与することとしていること。

オ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

上記ア～エの措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成46年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分の全額を、地方揮発油譲与税として都道府県に対して譲与することとしていること。

(ア) 地方揮発油譲与税の譲与割合

新たに都道府県に対して譲与する分	55/1,000
都道府県・指定市に対して譲与する分	548/1,000
市町村に対して譲与する分	397/1,000

(イ) 譲与基準及び譲与時期

譲与基準は、自家用乗用車（登録車）の賦課期日時点における課税台数とし、譲与時期は6月、11月及び3月とすることとしていること。

(参考) 揮発油税及び地方揮発油税の税率

	平成 46 年度～	(移譲分)
揮発油税	48,300 円/kl (本則税率：24,000 円/kl)	▲300 円/kl
地方揮発油税	5,500 円/kl (本則税率：4,700 円/kl)	+300 円/kl

カ 自動車税の環境性能割交付金に係る交付率の見直し

平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直すこととしていること。

	改正前	平成 31～33 年度	平成 34 年度～
市町村への 交付率	65%	47%	43%

なお、改正後の地方税法第177条の6第2項に規定する指定市への交付分の算定にあつては、交付率は変更しないこととしていること。

③ 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減することとしていること。なお、この措置による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填することとしていること。

〔登録車〕

措置を講ずる 前の税率	措置を講じた 後の税率等
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

措置を講ずる 前の税率	措置を講じた 後の税率等
1%	非課税
2%	1%

④ その他の特例措置の拡充・延長等

ア 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーに係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するノンステップバス及びリフト付きバスを加えた上、その適用期限を6ヶ月延長することとしていること。また、自動車税の環境性能割について、自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成31年10月1日から平

成33年3月31日まで講ずることとしていること。

イ 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を6ヶ月延長することとしていること。また、自動車税の環境性能割について、自動車取得税と同様の非課税措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずることとしていること。

ウ 車両安定性制御装置等を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を6ヶ月延長することとしていること。また、自動車税の環境性能割について、自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を、新型車における各装置の義務付けの開始期日等を踏まえ、控除額の一定の見直しを行った上、平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずることとしていること。

エ 被災代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を6ヶ月延長することとしていること。また、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割について、自動車取得税と同様の非課税措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずることとしていること。加えて、被災代替自動車等に係る自動車税及び軽自動車税（平成31年10月1日以降は、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割）の非課税措置の適用期限を2年延長することとしていること。

(4) 個人住民税

① 住宅借入金等特別税額控除の拡充に伴う措置等

ア 個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、適用年の11年目から13年目までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額（最高13.65万円）の控除限度額の範囲内で減額することとしていること。

この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填することとしていること。

イ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとし、平成31年度分以後の個人住民税から適用すること。

② ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しを行うこととしていること。

ア ふるさと納税（特例控除）の対象となる寄附金は、次の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものとする。

（ア）寄附金の募集を適正に実施すること

（イ）返礼品を送付する場合には、（ア）及び以下のいずれも満たすこと

・返礼品の返礼割合を3割以下とすること

・返礼品を地場産品とすること

イ アの基準は総務大臣が定めることとすること。

ウ 指定は、都道府県等の申出により行うこととすること。

エ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとすること。

オ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととすること。

カ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かななければならないこととすること。

（注1）上記（ア）の募集の適正な実施に係る基準については、以下の内容を中心に検討していること。

ア 各年度において、都道府県等がふるさと納税の募集に関して支出する費用の総額が、原則として、当該都道府県等が当該各年度に受領したふるさと納税の額の100分の50に相当する金額以下であること。

イ 都道府県等がふるさと納税を募集するに当たっては、返礼品の送付を過度に強調した広報を行うことや寄附者を紹介した者に謝礼を渡すこと等、ふるさとや地方団体を応援したいという納税者の自主的な選択を阻害するおそれのある方法で寄附を誘引しないこと。

（注2）返礼品については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付け総税市第28号）に掲げられた金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの（価格が少額なものは除く。）、価格が高額のものについては、引き続き送付しないようにすること。

③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

ア 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加えることとしていること。

（注1）上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。

（注2）上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

イ 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記アの者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずることとしていること。

ウ 上記の改正は、平成33年度分以後の個人住民税から適用することとしていること。

④ 個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とすることとしていること。

⑤ 平成31年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとすることとしていること。

(5) 森林環境税（仮称）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、次のとおり森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとしていること。

① 森林環境税（仮称）

ア 基本的な仕組み

(ア) 森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とすること。

(イ) 森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とすること。

(ウ) 森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税均等割と併せて行うこととすること。

(エ) 市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととすること。

イ 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税すること。

ウ その他

個人住民税均等割に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置を講ずること。

② 森林環境譲与税（仮称）

ア 基本的な仕組み

(ア) 森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与すること。

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の譲与基準は次のとおりとすること。

a 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与すること。

なお、市町村の私有林人工林面積は、次のとおり林野率により補正す

ること。

区 分	補正の方法
林野率 85%以上の市町村	私有林人工林面積を 1.5 倍に割増し
林野率 75%以上 85%未満の市町村	私有林人工林面積を 1.3 倍に割増し

b 森林環境譲与税（仮称）の 10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与すること。

(ウ) 森林環境譲与税（仮称）の用途等は次のとおりとすること。

a 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととすること。

b 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととすること。

(注) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てる、又は、特別会計において繰越しをすることとしても差し支えない。

c 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととすること。具体的には、決算時におけるインターネットによる公表を想定しており、詳細は別途お知らせする予定であること。

イ 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成 31 年度から譲与すること。

③ 制度創設時の経過措置

ア 平成 31 年度から平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとすること。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成 31 年度から平成 33 年度まで	200 億円
平成 34 年度及び平成 35 年度	300 億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

イ 平成 36 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとすること。

期 間	償還額
平成 37 年度から平成 40 年度まで	200 億円
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

ウ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとすること。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

④ その他

都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で森林を支える森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の意義を十分に理解し、森林環境譲与税（仮称）を活用した効果的な森林整備等の事業を行うとともに、その用途の公表において十分な説明責任を果たしていただきたいこと。

(6) 固定資産税等

固定資産税等の特例措置のうち主な創設・拡充は次のとおりであり、このほか平成31年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。

- ① 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ② 高規格堤防整備事業のために移転補償金を受けた者が高規格堤防特別区域の上を取得した代替家屋に係る固定資産税の税額の減額措置を創設することとしていること。
- ③ 「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に基づき整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ④ 平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税及び都市計画税について、被災住宅用地等に係る特例措置を引き続き適用できるよう所要の措置を講ずることとしていること。
- ⑤ 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に基づき整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

(7) 地方消費税

地方消費税の清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新し、平成31年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしていること。

なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」、「産業用機械器具賃貸業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「広告業」、「商業写真業」、「その他の技術サービス業」、「産業廃棄物処理業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「労働者派遣業」、「ビルメンテナンス業」及び「他に分類されない事業サービス業」の欄の額を除外することとしていること。

(8) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等が受ける狩猟者の登録に係る課税免除又は税率の特例措置について、その適用期限を5年延長することとしていること。

なお、狩猟税は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、狩猟税収の用途を明確にすること。

(9) 納税環境整備

① e L T A X 障害発生時の申告等に係る期限延長

e L T A X に障害が発生した場合の申告等に係る期限について、迅速かつ全国統一的な対応を行うため、次の措置を講じることとしていること。

ア 総務大臣は、e L T A X の障害によって多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、告示を行うことにより、当該期限を延長することができることとしていること。

イ 地方税共同機構（e L T A X の運営主体）は、e L T A X の障害が生じたときは、遅滞なく総務大臣に報告しなければならないこととしていること。

② マイナポータルから e L T A X を経由して法人設立届出書等の設立関係書類のオンライン申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名及び電子証明書の送信を行うときは、その設立関係書類の情報について電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととしていること。

③ 大法人に対する法人住民税及び法人事業税に係る電子申告義務の創設に伴い、次のとおり所要の措置を講ずることとしていること。

ア 申告書の添付書類については、光ディスク等による提出ができることとする。

イ 電気通信回線の故障や災害等の理由により電子申告が困難な場合において、地方団体の長の承認を受けたときは、申告書等を書面により提出できることとする。また、法人税について、納税地の所轄税務署長から書面に

よる提出の承認を受けたとき等も同様の取扱いとすること。

- ウ 総務大臣は、e L T A Xの障害により電子申告が困難であると認めるときは、告示を行うことにより、申告書等を書面により提出できることとすること。

2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 子どもの貧困への対応

子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

(2) 法人事業税の収入金額課税

現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

(3) 納税環境整備

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。

3 改正増減収、平成31年度の地方税収入見込額等

- (1) 平成31年度の税制改正に伴う平成31年度の地方税の影響額として98億円の減収、地方譲与税の影響額として329億円の増収、地方税と地方譲与税を

あわせて231億円の増収を見込んでいる。

- (2) 平成31年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、7,356億円、1.9%の増の40兆2,378億円（道府県税にあつては1.6%の増、市町村税にあつては2.1%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.3%の増、法人税割2.8%の増、法人事業税2.1%の増、地方消費税3.3%の増、市町村民税のうち所得割3.0%の増、法人税割2.3%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.4%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、地方消費税収については、平成31年10月1日以降は、引上げ後の地方消費税率が適用されることとなるが、地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、税率引上げによって生じる増収分の見込みに当たっては、この点にご留意いただきたい。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆7,123億円（前年度比1,369億円、5.3%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,472億円（同42億円、1.7%減）、石油ガス譲与税72億円（同8億円、10.0%減）、航空機燃料譲与税149億円（前年度同額）、自動車重量譲与税2,742億円（前年度比67億円、2.5%増）、特別とん譲与税137億円（同12億円、9.6%増）及び地方法人特別譲与税2兆1,351億円（同1,140億円、5.6%増）となっており、また、森林環境譲与税（仮称）200億円を新たに計上している。

なお、平成31年度税制改正により創設することとされた特別法人事業譲与税（仮称）については、平成32年度から譲与することとしている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 消費税率（国・地方）の引上げ等に伴う対応について

① 消費税率（国・地方）の引上げについて

消費税率（国・地方）10%への引上げの施行日は平成31年10月1日とされていること。

また、消費税率（国・地方）の引上げと同時に導入される軽減税率制度については、次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 軽減税率制度の導入時期は、平成31年10月1日とされていること。同日以降、軽減税率対象品目（酒類及び外食を除く飲食料品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞）に対する税率は、8%（国分：6.24%、地方

分：1.76%)となること。

イ 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入時期は、平成35年10月1日とされていること。

② 広報の実施等

消費税率（国・地方）の引上げ等については、社会保障と税の一体改革の意義、地方税財源の充実・確保の観点からの必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、課税主体等である地方団体として、主体的かつ積極的に、国民にわかりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

とりわけ、軽減税率制度については、国において制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずることとし、既に事業者及び消費者に対する広報・周知や、レジ導入等への支援などを実施しているが、制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるためには、住民に身近な地方団体からの事業者（特にどの事業者団体にも属しない小規模事業者や個人事業主）及び消費者への周知や働きかけが有効である。このため、次の点に留意しながら、積極的に広報・周知を行っていただきたいこと。その際、国と連携を図るとともに、事業者との関係が深い部局などと庁内連携を図りつつ、取り組んでいただきたいこと。

- ・ 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等（軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等）を交付すること等が必要であること。
- ・ 中小企業・小規模事業者等が軽減税率制度に対応するための国の補助制度（レジ及び受発注システム等の導入及び改修等）が用意されていること。

なお、事業者への周知に当たっては、軽減税率対象品目の取扱い（販売）がない事業者についても、仕入れや経費に軽減税率対象品目があれば、区分経理等の対応が必要となるなど、軽減税率制度は全ての事業者に関係するものであることに、十分、ご留意いただきたいこと。

また、地方団体が広報・周知を行うに当たって、関係職員の軽減税率制度等に関する理解を深めていただくため、都道府県の協力を得て、下記③のとおり、地方団体の職員向け研修会の開催を予定しているため、積極的に活用していただきたいこと。

現時点で、消費税率（国・地方）の引上げや軽減税率制度の導入に伴う地方団体の広報及びそれに対する支援については以下のとおりであり、これらを踏まえ、必要な対応を早期に開始していただきたいこと。なお、後日、詳細について改めて通知することを予定しているほか、個別事項について依頼する際には別途連絡を行うこととしている。

ア 事業者に対する軽減税率制度の広報・周知等について

（ア）事業者向けチラシの配布

今後、総務省において、事業者に対する軽減税率制度への準備の啓発や

各種支援策の紹介を目的としたチラシを作成し、平成31年6月を目途に都道府県及び市区町村に配布する予定であるため、庁内関係部局とも連携の上、積極的に活用していただきたいこと。

(イ) 上記チラシの個人事業税の納税通知書への同封

都道府県において、平成31年の個人事業税の納税通知書を発送する際に、上記のチラシを同封していただきたいこと。

(ウ) その他

各地方団体における広報媒体及び会議等を通じた独自の広報・周知等について、積極的に取り組まれないこと。

イ 各府省が実施する広報・周知等への協力について

各府省から地方団体に対して、次のような協力依頼がなされるので、ご協力いただきたいこと。

(ア) 政府広報への協力（広報紙等への記事掲載等）

内閣府が、平成31年2月から、消費税率引上げ等に関する政府広報を実施する予定であり、その一環として、地方団体の広報紙等に掲載するための記事素材等を3月を目途に提供する予定であるため、広報紙等への記事掲載等につき、ご協力いただきたいこと。

(イ) 中小企業庁が実施する広報等への協力

中小企業庁が所管する軽減税率対策補助金の拡充等について、今後、中小企業庁が地方団体の商工担当部局等を通じて事業者への広報等を実施する予定であり、税務担当部局においても、商工担当部局等と適宜連携の上、ご協力いただきたいこと。

(ウ) 税務署等が実施する説明会等への協力

「消費税率軽減税率制度の広報・周知等について」（平成30年2月19日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、事業者団体や税務署等が開催する説明会への協力（開催周知・会場提供等）を行っていただきたいこと。

ウ その他（地方団体独自の広報・周知等の取組について）

以上に加え、消費税率（国・地方）の引上げや軽減税率制度の導入について、各地方団体における広報媒体及び会議等を通じた独自の広報を積極的に実施していただきたいこと。

なお、平成31年4月1日に設立される地方税共同機構（以下「機構」という。）において、地方消費税率の引上げ等に係る啓発用ポスターを作成することとしているので、併せて活用していただきたいこと。

エ 広報状況のフォローアップについて

上記の各種取組状況について、後日、フォローアップさせていただくことを検討しているため、その旨、ご承知おきいただきたいこと。

③ 軽減税率制度等に係る職員研修会の開催について

各都道府県においては、平成31年4月を目途に、管内市区町村を含め、税

務担当部局、商工担当部局、公営企業担当部局及び財務担当部局等の職員に対して、軽減税率制度の概要、管内事業者へ周知すべき内容、地方団体が事業者として必要な対応等について理解を深めるため、国税庁及び中小企業庁の協力を得ながら、軽減税率制度等に係る研修会を開催していただきたいこと。

各地方団体においては、上記研修会に積極的に職員を派遣していただきたいこと。

なお、開催に当たっての詳細は、後日、通知する予定であること。

④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）及び「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、各地方団体において、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談への対応などに取り組んでいただいているところであるが、平成26年4月の消費税率（国・地方）の8%への引上げ時において、同法の規定に違反する行為が見受けられたことから、地方団体においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

また、公的部門における違反行為が生じることのないよう、同法の遵守や調達等契約事務の適切な運用について、関係部局への周知、連携等にもご留意いただきたいこと。

今般、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制する観点から、国において「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が取りまとめられたところであり、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の広報・周知等について（依頼）」（平成30年12月21日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、当該ガイドラインの広報・周知等につき、商工担当部局等の関係部局と連携の上、ご協力いただきたいこと。

⑤ その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施されたいこと。

なお、平成31年10月から平成32年3月までの間においては、引上げ

後の経過措置として、地方消費税のうち、引上げ分の割合が17分の7、従来分の割合が17分の10とされていること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

(2) 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下、ガイドライン）及び「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付け自治税務局長通知）のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底していただきたいこと。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、ガイドラインの内容に留意し、

- ① 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する
- ② 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施する

など、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

平成29年11月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応いただきたいこと。

また、情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答が円滑に行われるよう、住民登録外課税を行う市区町村は、当該課税対象者を住民基本台帳に記録している市区町村に対して、遅くとも5月末までに住民登録外課税通知を電子的に送付していただきたいこと。

(3) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のようにより、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

- ① 平成31年4月1日に設立される機構は、eLTAxの設置・管理等に関する事務、地方税に関する地方団体向けの支援（調査研究・広報・職員向け研修）等を行うこととしており、機構の運営が円滑に行われ、機構の業務が効率的、効果的に実施されるよう、機構の組織運営、業務の実施等について協力いただくとともに、機構に関連する地方税関係の業務については、機構との緊密な連携の下で適切に処理するようお願いしたいこと。

特に、機構が管理するeLTAxについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

- ② 地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）において電子申告利用率70%以上（将来的には、100%）の数値目標が設定されていること等を踏まえ、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- ③ 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、キャッシュレス社会の実現を目指すこととされており、全地方団体による地方税共通納税システムが平成31年10月に稼働予定となっていることを踏まえ、その稼働までに、各地方団体における必要なシステム（基幹税務・出納システム等）の対応、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に対応いただきたいこと。

また、多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

- ④ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

- ⑤ 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、e L T A Xを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することで、課税の適正化に資することから、積極的な活用に取り組んでいただきたいこと。
- ⑥ 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、e L T A Xを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。
- ⑦ 市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用してe-Taxに直接送信できる施策については、e-Taxの利用促進が図られ、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化のみならず、納税義務者の利便性向上につながるものであるため、積極的に参加していただきたいこと。
- ⑧ 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を平成31年9月実施予定とし、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を平成32年3月実施予定としているところ。
これを踏まえ、地方税電子化協議会(平成31年4月以降は地方税共同機構。)においてe L T A Xシステム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人(及びその設立予定者)、税理士会(各支部を含む。)等への周知等に取り組んでいただきたいこと。
- ⑨ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)(以下「平成30年実施計画」という。)において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。
特に、財産調査で用いる給与等照会様式については、平成30年実施計画を踏まえ、全国地方税務協議会において統一様式が取りまとめられたところであり、「地方税の滞納処分に関する給与等の支給状況の照会に用いる様式について」(平成31年1月24日付け自治税務局企画課事務連絡)を参照の上、当該統一様式を使用していただきたいこと。
また、財産調査で用いる金融機関照会様式についても、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、平成27年度に全国地方税務協議会においてとりまとめた標準様式を使用していただきたいこと。

この他、平成30年度実施計画に盛り込まれた事項については、eLTAXを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となり、地方税に関する手続における事業者の負担軽減につながるため、引き続き、その活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- ⑩ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）や「未来投資戦略2018」において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組んでいただきたいこと。
- (4) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しが平成31年度分の個人住民税から適用されること。
- (5) 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加する場合が生じることから、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。
- (6) 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得については、地方税法の規定により、納税通知書が送達される時まで、特定配当等申告書及び特定株式等譲渡所得金額申告書を適用した場合に限り、総合課税（特定配当等に係る所得のみ）又は申告分離課税を選択することができることとされていること。
- 今般、納税通知書送達後に、特定配当等に係る所得について記載された確定申告書が提出された場合において、当該特定配当等に係る所得について総合課税又は申告分離課税として税額を算定するといった誤った解釈に基づき事務処理を行っている事例が複数判明したことを受けて、各地方団体からの主な質問事項を質疑応答としてまとめた「上場株式等に係る配当所得等に係る個人住民税の課税について」（平成31年1月24日付け自治税務局市町村税課事務連絡）を発出したので、参照いただき、適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- (7) 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されることにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特

別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続きの機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。

(8) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、今般、対象事業に地方創生交付金による事業も含まれることの明確化等の運用の改善を行うこととしていることから、積極的な取組を進めていただきたいこと。

(9) 地方のたばこ税については、平成27年度税制改正において、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止されるとともに、平成30年度税制改正において、たばこ税の税率引上げ等が行われたことにより、平成28年度から平成33年度にかけて、段階的に税率を引き上げることとしていること。これに伴い、平成31年度においては、10月1日に、旧3級品の紙巻たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うこととしていること。

また、平成30年度税制改正において加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、平成30年度から平成34年度の各10月1日に5段階で実施することとしていること。

(10) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

(11) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(12) 平成30年度は、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震など災害が多く発生したところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、

迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

(13) 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

(14) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

(15) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

(16) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

(17) 税務行政においては、個人情報への誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、課税標準や税額等の地方税の賦課徴収事務に関して取得・保有している情報のみならず、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただきたいこと。

(18) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。

(19) 改元に伴う対応については、政府としての対応をはじめ、地方税に関連する

情報を逐次お知らせしていくこととしているが、情報システム改修等への対応については、平成30年7月6日付け総行情第69号及び平成31年1月18日付け総行情第9号自治行政局地域情報政策室長通知を参照の上、それぞれ適切に対応していただきたいこと。